

資料4

○横須賀市文化振興審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市文化振興審議会(以下「審議会」という。)の運営については、文化振興条例(平成19年横須賀市条例第2号)に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(その他の事項)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。